札幌出入国在留管理局選考採用
（出入国在留管理行政に関する業務、係長級）

１　職務内容

札幌出入国在留管理局の所掌事務のうち、以下の業務を担当する常勤の行政職の係長級職員（任期の定めなし）として採用します。採用後については、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者相当として任用されます。

（主な担当業務）

〇我が国を訪れる外国人の出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留管理、出入国管理及び難民認定法違反者に対する違反審査及び難民等の認定に係る調査、受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境の整備などの業務

２　求める人材

〇相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会・経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することのできる者

〇積極的に業務に取り組む意欲及び協調性があり、社会人としての基本的なマナーを身に付けている者

３　応募資格

〇学歴

高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められること

〇職歴条件

次の（１）及び（２）の条件をいずれも満たすこと。

（１）高等学校を卒業後、民間企業、官公庁、地方自治体、国際機関等において正社員・正職員として従事した職務経験が２０２６（令和８）年１１月１日現在で通算５年以上（大学、大学院等修了者の場合は在学年数を差し引く）ある者

（２）過去に一般職の国家公務員（試験や選考により採用された場合を指し、臨時的任用は除く）として６か月を超える勤務経験がある者

〇必要な経験

一般的なパソコン操作（Word・Excel 等）が可能であること

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

（４）採用予定時期までに国家公務員法第８１条の６に定める定年に達する者（令和８年度における定年年齢は６２歳）

４　採用予定人数

〇行政職：１名

５　採用予定時期

原則として、令和９年１月１日

（採用予定者の事情に配慮しますので、御相談ください。）

６　勤務地

採用当初は以下のいずれかの官署で勤務していただきますが、その後、全国の地方出入国在留管理局や入国管理センター等に異動することがあります。

〇札幌出入国在留管理局本局

北海道札幌市中央区大通西１２丁目札幌第３合同庁舎

〇札幌出入国在留管理局澄川分室

北海道札幌市豊平区平岸１条２２丁目２－２５

〇札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所

北海道千歳市美々新千歳空港国際線ターミナルビル

７　給与

（１）採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号、以下「給与法」という。）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。

なお、この選考により採用された場合の給与等級は行政職２級又は３級であり、採用後の勤務成績に応じて昇格（給与等級が上がること）及び昇給

（年１回）等があります。

（２）手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、給与法等に基づき支給されます。

・地域手当（札幌出入国在留管理局勤務の場合は４／１００）
・扶養手当（子月額１３，０００円等）
・住居手当（月額最大２８，０００円）
・寒冷地手当
（世帯主である職員で扶養親族のある者：月額２６，０００円等）
・通勤手当（６箇月定期券等の価額（１箇月あたり最高１５０，０００円）等）
・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、１年間に俸給等の約４．６５月分）

＜モデル給与例＞

国家公務員に採用後１０年程度の経験年数を有する職員の俸給額

〇行政職：基本給（月額）約２８．８万円（俸給＋地域手当）

８　勤務時間・休暇

（１）勤務時間は原則１日７時間４５分で、土・日曜日及び祝日、年末１２月２９日～年始１月３日は休みです。勤務地によっては、交替制勤務（シフト制）となる場合があります。

（２）休暇は、年２０日の年次休暇（１月１日採用の場合、２０日付与され、２０日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

９　選考日程、選考方法及び試験地

（１）一次選考：経歴評定

応募時に提出いただいた履歴書、職務経歴書により選考します。

一次選考合格者には、論文試験及び人物試験の日時を連絡します。

※一次選考不合格者に対しては、書面等でその旨連絡の上、履歴書及び職務経歴書を返却いたします

（２）二次選考：論文試験、人物試験

試験日は、一次選考合格者に個別にお知らせします。なお、二次選考は、札幌出入国在留管理局本局（札幌市中央区大通西１２丁目札幌第３合同庁舎）

で行います。

10　応募方法

（１）受付期間：令和８年１１月２日（月）から同年１１月１３日（金）まで

（２）提出書類

①履歴書、②職務経歴書

（３）提出先：以下に郵送してください。

〒０６０－００４２

札幌市中央区大通西１２丁目札幌第３合同庁舎

札幌出入国在留管理局総務課人事係宛て

※　封筒の表面に『選考採用（係長級）応募書類在中』と朱書きしてください。

※　１１月１３日（金）必着

【お問合せ先】

札幌出入国在留管理局総務課人事係

担当：嶌田、髙田、山口

住所：〒０６０－００４２

札幌市中央区大通西１２丁目札幌第３合同庁舎

電話：０５７０－００３２５９（部署番号：５１０＃）